

天草市森林環境譲与税ガイドライン

第1（目的）

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を鑑み、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成31年4月から施行され、同年、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が、市町村及び県に配分されるなど、森林整備を促進する制度の充実が進められたところである。

市町村及び県に配分される譲与税の使途については、法第34条で明示され、森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

もとより、譲与税は地方固有の財源であり、一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源であるが、一方で、その活用実績の公表が義務付けられており、市民への説明責任を十分に果たしていく必要がある。

このような状況の中、譲与税については、一定の方向性のもと有効に活用していくことが、その効果を高めることにつながることから、施策を立案する際の指針とするため、本ガイドラインを整備するものである。

第2（使途の基本的な考え方）

1 法で示された使途（法34条）

- ①森林の整備に関する施策
- ②森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策
- ③木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

2 森林経営管理法の付帯決議において示された使途の考え方

譲与税については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされた趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備に資するものとし、その使途の公益性を担保し、市民の理解が得られるものとする。

3 上記1、2を踏まえた使途の基本的な考え方

（1）具体的な使途

- ①森林整備
間伐、路網整備、里山林・竹林整備、所有者の意向調査、境界画定など
- ②人材育成・担い手確保
林業機械や安全装備等への支援、研修会参加や資格取得への支援、各種研修

の実施、就業環境の改善など

③木材利用の促進

木造公共施設や木質内装化、新增築家屋建築支援、木製家具等の整備及び補助など

④普及啓発

木育活動、森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、森林環境教育などを目的とした交流活動など

⑤市の実行体制整備

専門職員若しくは事務補助員等の雇用、業務委託など

(2) 他事業との棲み分け

譲与税は、新たに税負担を求めるものであることから、新規の施策または事業量（森林整備等）を確実に増加させる施策に充てることが適切であり、国県補助事業等への安易な上乗せは慎むべきである。

(3) 既存事業に対する充当について

既存事業への充当については、市民のニーズの増加等により例年の予算額を超えて支出する場合や、要件や助成対象を拡充して支出する場合には、譲与税を充当できるものとする。

(4) 事業の優先度

譲与税の用途が多岐にわたる一方、森林環境税創設されるに至った経緯や世論の関心も考慮すれば、森林が多く分布する本市では森林整備への効果が高いものを使用として積極的に位置づけることが適当である。そのため、本市は地域の実情を踏まえつつ、以下の優先順位を基準として具体的な用途の検討に努めることとする。

【優先順位】

【高】 ①森林整備、②人材育成・担い手確保

【中】 ③木材利用の促進

【低】 ④普及啓発、⑤市の実行体制整備

第3（施策ごとの用途の留意事項）

1 森林整備に関する施策

原則、既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足となっている森林（以下「未整備森林」という）の解消又は手入れ不足となるおそれのある森林の適切な整備に向けた施策に充当することとする。

(1) 森林経営管理法による森林整備の促進

天草市森林整備計画対象森林のうち森林所有者が経営・管理を放棄した森林について、森林経営管理法に基づき市が森林所有者から経営管理権を取得し、自ら経営管理を行う私有人工林などの森林整備及び意向調査にかかる経費に充てることとする。

(2) 既存の森林経営計画内での森林整備の促進

既存の森林経営計画対象森林内でも、既存事業と採択要件を明確に区分又は既存事業のみでは適切な森林整備が進みがたい箇所を対象を限定して、森

林整備にかかる経費に充てることとする。

(3) 里山林・竹林整備

上記(1)、(2)に該当しない森林のうち、安心・安全な市民生活を確保するために必要な集落及び道路等周辺の森林整備に充てることとする。但し、所有者及び管理者が整備できない森林に限る。

2 人材育成・担い手確保に関する施策

未整備森林の解消を円滑に推進するため、主として森林整備に必要となる林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上に要する経費に充てることとする。

なお、支援対象者は、将来にわたり地域の森林整備の担い手となる意向を示している者とする。

3 木材利用の促進に関する施策

住宅等に対する新增築家屋建築支援については、既存事業の拡大部分及び制度の見直し等を行った場合に充てることとする。

また、木造公共建築物の整備や、不特定多数が利用し公共性の高い民間施設の木造化・木質化など公益性・公共性の高い取組に対して優先的に充てることとする。

4 普及啓発に関する施策

森林の有する公益的機能や森林整備の市民への理解醸成に必要となる普及啓発活動に要する経費に充てることとする。

5 市の実行体制整備に関する施策

森林経営管理制度の施行に伴い増加する業務を円滑に推進するために必要な専門職員等の雇用、業務委託、職員研修など事業執行を行う上で必要となる経費に充てることとする。

第4 (執行上の留意点)

1 基金の設置、運用管理

譲与税は、使途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額や執行額を一般財源と区分し経理する必要があることから、基金を設置し、適切な管理を行うこととする。

また、年度ごとの譲与額を考慮して、森林整備等に必要な予算を計上する。

2 適正な執行・管理

市民への譲与税の使途の説明責任を果たす観点から、税の使途について市ホームページにおいて公表する。

また、譲与税は目的税であることから会計検査の対象となることにも留意し、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行うこととする。

第5（市以外の関係者の役割）

1 熊本県

- （1）市への森林整備施策等、譲与税を活用した事業の提案
- （2）森林整備の履歴情報の提供等
- （3）森林経営管理法に基づく「経営管理集積計画」や「経営管理実施権配分計画」など各種計画策定支援
- （4）事業費の積み上げに必要な歩掛や単価等の提供並びに予算化に向けた技術的助言
- （5）登録林業事業体などの選定・登録・公表

2 森林組合等林業関係団体

- （1）市への森林整備状況等の情報提供
- （2）市への森林整備施策等、譲与税を活用した事業の提案
- （3）市からの意向調査業務等の受託

3 登録林業経営体など

- （1）森林経営管理法に基づく森林経営管理業務の受託及び市自らが行う市森林経営管理事業等の請負